

新井兵太郎 外ニ名

會見ニ

第議費用ハ 車代ノ 名義ニテ 百圓ノ 計ニルコトト決

シ別記ノ 通覽書ヲ 交換解決セリ

右及申(道) 報復也

「別記」

覽書

今回隅田川合同運送株式會社對後事負問ニ起リタル
劣傷第議ハ左記條件ニテ圓滿解決ニタルヲ以テ覽書三
通ヲ作成シ書事者ニ於テ各一通ヲ所持スルモノトス

解決條件

- 一 會社ハ解雇ヲ取消スコト
- 一 叔丈側ハ第議發生ニタルニ對シ遺憾ノ意ヲ表ス
- 一 仕込金ハ一個月金四拾圓ナリトス
但家族ヲ有スル十名ノ者ニ對シテハ仕込金三圓宛
ヲ増貸スルコト
- 一 第議圓ニ對シ金一封(金百圓)ヲ贈呈ス
- 一 右之通ニ候也